

3. 事業者指定手続き関係

【3. 事業者指定手続き関係】

問3-1 川崎市総合事業のサービスの指定を受けない場合、認定有効期間開始日が平成28年4月以降の要支援者に対してサービス提供を行うことは可能か。

川崎市の総合事業サービスの指定を受けない場合、1年間（平成29年3月31日まで）に限り、現行の予防給付の訪問介護・通所介護によるサービス提供は可能となります（川崎市の総合事業サービス利用は不可）。また、受け入れている要介護者が、区分変更や更新申請により要支援者になった場合も同様の取り扱いといたします。

問3-2 川崎市総合事業のサービスの指定を受けてない事業所で「事業対象者」の受け入れは可能か。

「事業対象者」が利用できるサービスは、総合事業のサービスのみとなることから、総合事業の指定を受けていない事業所はサービス提供ができません。

問3-3 生活保護の指定については、別途指定の手続きが必要か。

生活保護の指定情報についても、現在指定を受けている事業所であればみなし指定となっていることから手続きは不要となります。

3. 事業者指定手続き関係

問3-4 市外事業者で川崎市の被保険者を受入れる場合、事業者指定等の手続きが必要か。

以下の2つのパターンが想定されます。

- ①他都市の住所地特例対象者施設に入所している川崎市被保険者のケース
⇒他都市の総合事業のサービス提供となるため、指定等の手続きは不要
※他都市が総合事業を実施していない場合は、現行の予防給付の訪問・通所介護の提供となります。
- ②住所地特例対象者施設に入所していない川崎市被保険者のケース
⇒川崎市の総合事業のサービス提供となるため川崎市の指定等手続きが必要となります。

問3-5 市内事業者で川崎市外の被保険者の利用者がいた場合、事業者指定等の手続きが必要か。

【平成29年5月31日】

市外被保険者ケースでは、以下の2つのパターンが想定されます。

- ①川崎市の住所地特例対象者施設に入所している市外被保険者のケース
⇒川崎市の総合事業のサービス提供となり、市内事業者はみなし指定を行うため指定等の手続きは不要（ただし、みなし指定は平成28年3月31日までに指定を受けている事業所に限る）
- ②他都市に住民票があるが川崎市の事業所を利用する市外被保険者のケース
⇒他都市の総合事業のサービス提供となるため、他都市への指定手続きが必要
~~※②のパターンで、他都市がまだ総合事業に移行していない場合は、現行の予防給付の訪問・通所介護の提供となりますので、手続きは不要です。~~

問3-6 基準緩和サービスを行う場合、事業者指定の手続きが必要か。

【平成28年12月20日】

介護予防短時間通所サービス（A7）を実施する場合には指定手続きが必要となります。詳しくは川崎市ホームページ掲載の事業者指定の手引きをご覧ください。

~~※スーパ基準緩和サービスの指定手続きについては後日お知らせします。~~

3. 事業者指定手続き関係

問3-7 指定届出上の基本プログラムが3時間以上であれば、介護予防通所サービス（A6）、基本プログラムが1.5時間以上であれば介護予防短時間通所サービス（A7）という理解でよいか。

貴見のとおりです。

問3-8 介護予防通所サービスについて、平成28年3月末時点で、3時間未満の基本プログラムとして届出をしている事業所については、現状のまま介護予防通所サービス（A6）のサービス提供は可能か。

介護予防通所サービス（A6）は、3時間以上の基本プログラムとしているところですが、川崎市総合事業実施前（平成28年3月末時点）において、3時間未満として届出を出している事業所については~~2年間~~の経過措置を設け2021~~平成33~~年3月31日までは介護予防通所サービス（A6）でのサービス提供は可能となります。

問3-9 みなし指定等の有効期間が平成30年3月31日までだが、それ以降は手続きが必要になるのか。

~~みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までなので、平成30年4月以降サービス提供を行う場合は、更新申請が必要となります。~~

平成30年3月31日までの指定有効期限の事業者で訪問介護・通所介護等の指定を受けてない場合（同一事業所番号で指定を受けていない場合）において指定更新の手続きが必要となります。